

【ABC 消費者情報 Vol. 62】

◎注文していない健康食品の送りつけ商法

注文した覚えのない健康食品を「代金引換で送る」という電話がかかってきたという相談が寄せられています。

■相談事例

○業者から「先日注文を受けた健康食品を代金引換で送るので、2万5千円払うように」との電話があった。申し込みをした覚えはないと答えると、「通信記録が残っている」と言う。通信記録を聞かせてほしいと頼むと、「個人情報なので手続きが必要。支払いをしなければ、弁護士を立てて裁判を起こす」と言って電話が切られた。もし商品が送られてきたら、どう対応すればよいか。

■アドバイス

○申し込みをしていないのに、一方的に商品が送り付けられた場合、代金を支払う義務はなく、受け取る必要もありません。

○商品が送られてきたら、送り主の会社名、住所、連絡先を控えて、受け取り拒否をしてください。知らずに受け取ってしまわないように、家族にも伝えておきましょう。

○電話で脅され、商品を購入すると伝えてしまった場合でも、8日以内はクーリング・オフが可能です。困ったときは消費生活センターや警察等にご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■警察総合相談電話

Tel:099-254-9110

■年末年始の消費生活相談

鹿児島市消費生活センターは12月29日から1月3日まで休業となります。

この期間の消費者トラブルについては鹿児島市消費生活センターのホームページ「消費者注意報・トラブル情報」をご覧ください。

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611